

苫小牧港管理組合緑地等管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、緑地等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「緑地等」とは、苫小牧港管理組合（以下「組合」という。）が港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき公示した緑地又は公園をいう。

(行為の制限)

第3条 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 管理者は、第1項各号に掲げる行為が緑地等の利用に支障を及ぼさないと認めの場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 4 管理者は、第1項又は第2項の許可に、緑地等の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第4条 緑地等においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 緑地等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告宣伝をすること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑になる行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、緑地等の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、緑地等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は緑地等に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、緑地等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、緑地等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(工作物等の設置)

第6条 緑地等に工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設けて緑地等を占用しようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

3 管理者は、工作物等の設置が緑地等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

4 第3条第4項の規定は、第1項又は第2項の許可について準用する。

(使用料)

第7条 第3条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の許可を受け

た者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、管理者が特別の理由があると認める場合を除き、前項に規定する許可の際に徴収する。
- 3 管理者は、公益上の理由その他特別の理由により必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第8条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者は、緑地等の占用の期間が満了したとき、又は緑地等の占用を廃止したときは、直ちに緑地等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

- 2 管理者は、第6条第1項又は第2項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、緑地等の原状回復若しくは緑地等からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定に

による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 緑地等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 緑地等の保全又は緑地等の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、緑地等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (監督処分に伴う損失の補償)

第10条 組合は、この条例による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し、通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者
- (3) 第6条第1項又は第2項の規定に違反して工作物等の設置をした者
- (4) 第9条第1項又は第2項の規定による管理者の命令に違反した者

第12条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（その額が5万円未満のときは、5万円）以下の過料を科する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(雑則)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（昭和40年条例第4号）第4条の許可（緑地等における工作物等の設置の許可に限る。）を受けている者は、第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

別表（第7条関係）

(1) 第3条第1項又は第2項の許可に係るもの

区分	単位	使用料
第3条第1項第1号又は 第3号に掲げる行為	臨時的なもの	1平方メートル1 日につき
	その他のもの	1平方メートル1 日につき
業としての写真撮影	写真機1台1月に つき	3,600円
業としての映画撮影	1件1日につき	1,800円
その他の行為	管理者がその都度定める。	

(2) 第6条第1項又は第2項の許可に係るもの

区分	単位	使用料
埋設管、架空 管、電柱その 他これらに類 するもの	地上	占用期間が1月未満
		占用期間が1月以上
	地下	占用期間が1月未満
		占用期間が1月以上
	空間	占用期間が1月未満
		占用期間が1月以上
上記以外の工作物	占用期間が1月未満	占用面積1平方メ ートル1月につき
	占用期間が1月以上	

備考

- 1 占用面積若しくは行為に係る面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数は、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 外径又は幅員が1メートル未満の埋設管、架空管及びこれらに類するものに係る占用面積は延長1メートルを1平方メートルと、外径又は幅員が1メートル未満の電柱及びこれに類するものの占用面積は1本を1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 使用料の額が月額で定められているものに係る占用若しくは行為の期間が月の途中から開始し、又は月の途中で終了するときは、当該開始し、又は終了する日の属する月は、1月として計算するものとする。ただし、その月における占用又は行為の期間が16日未満であるときは、半月として計算するものとする。

苫小牧港管理組合緑地等管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧港管理組合緑地等管理条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請等)

第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、当該行為をしようとする日の5日前までに緑地等内行為許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第3条第2項の許可を受けようとする者は、当該変更を行おうとする日の3日前までに緑地等内行為許可事項変更許可申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第3条第1項又は第2項の許可は、申請者に対し許可書を交付して行うものとする。

4 条例第3条第1項及び第2項の許可の期間は、継続して30日を超えることはできない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(占用の許可の申請等)

第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、当該占用に係る工事に着手しようとする日の10日前までに緑地等占用許可申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第6条第2項の許可を受けようとする者は、当該変更を行おうとする日の5日前までに、緑地等占用許可事項変更許可申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第1項又は第2項の許可は、申請者に対し許可書を交付して行うものとする。

(使用料の延納)

第4条 条例第7条第2項の規定によることができない特別の理由がある場合は、同条第1項に規定する許可の申請の際に当該理由を当該申請に係る申請書に記載し、又は申し出なければならない。

2 前項の規定による記載又は申出をして条例第7条第1項に規定する許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、別に定める納期限までに使用料を納入することができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条第3項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、緑地等使用料減免申請書(様式第5号)を管理者

に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 次に掲げる場合には、当該使用料を還付するものとする。

(1) 管理者が条例第9条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置

を命じたため、緑地等の使用又は占用ができなかつた場合

(2) 天災その他緑地等を使用し、又は占用する者の責めによらない理由により、緑地

等の使用又は占用ができなくなつた場合

(3) 条例第7条第1項に規定する許可を受けた者が使用又は占用の開始

の日の3日前までに許可の取消し又は変更を申し出た場合

(雑則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

緑地等内行為許可申請書

年 月 日

苦小牧港管理組合管理者 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、
名称及び代表者氏名

行為の目的	
行為の期間	年 月 日(:)から (日間) 年 月 日(:)まで
行為の場所	
行為の内容	
備考	

添付書類

1 位置図

2

※下欄は、記入しないでください。

決裁 年 月 日 .	部長・課長・課長補佐・係長・主査・係 合議	許可 第 号 年 月 日
許可の条件 1 苦小牧港管理組合緑地等管理条例を遵守すること。 2 行為を終了したときは、速やかに緑地等を原状に回復すること。 3	使用料 円 (内訳)	決定 <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない

様式第2号(第2条関係)

緑地等內行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

苦小牧港管理組合管理者 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、
名称及び代表者氏名

変更に係る許可	年 月 日 (許可第 号)
変更する事項	
変更する理由	
備考	

添付書類

1 変更に係る位置図

2

※下欄は記入しないでください。

決裁 年月日 . . . 合議	部長・課長・課長補佐・係長・主査・係 許可 第 号 年 月 日
許可の条件 1 苦小牧港管理組合緑地等管理条例を遵守すること。 2 行為を終了したときは、速やかに緑地等を原状に回復すること。 3	使用料 円 (内訳) 決定 <input type="radio"/> 許可する <input type="radio"/> 許可しない

様式第3号(第3条関係)

緑地等占用許可申請書

年 月 日

苦小牧港管理組合管理者 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、
名称及び代表者氏名

占 用 の 目 的				
占 用 の 期 間		年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
占 用 の 場 所		(図面別添)		
占 用 物 件	種 類			
	構 造			
	規 模			
占 用 物 件 の 管 理 方 法				
工 事 の 実 施 方 法				
工 事 の 着 手・完 了	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
緑 地 等 の 復 旧 方 法				
備 考				

添付書類

1 設計書、仕様書、位置図、平面図、断面図、詳細図

2

※下欄は、記入しないでください。

決 裁 年 月 日 ・ · 合議	部 長・課 長・課長補佐・係 長・主 査・係	許可 第 号 年 月 日
許可の条件		使用料 円 (内訳)
1 苦小牧港管理組合緑地等管理条例を遵守すること。 2 占用を終了したときは、速やかに緑地等を原状 に回復すること。 3		決定 <input type="radio"/> ○許可する <input type="radio"/> ○許可しない

様式第4号(第3条関係)

緑地等占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、
名称及び代表者氏名

変更に係る許可	年 月 日 (許可第 号)
変更する事項	
変更する理由	
備考	

添付書類 1 変更に係る設計書、仕様書、位置図、平面図、断面図、詳細図

2

※下欄は、記入しないでください。

決裁 年月日 . . 合議	部長・課長・課長補佐・係長・主査・係 許可 第 号 年 月 日
許可の条件 1 苫小牧港管理組合緑地等管理条例を遵守すること。 2 占用を終了したときは、速やかに緑地等を原状に回復すること。 3	使用料 円 (内訳) 決定 <input type="radio"/> 許可する <input type="radio"/> 許可しない

様式第5号(第5条関係)

緑地等使用料減免申請書

年 月 日

苦小牧港管理組合管理者 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、
名称及び代表者氏名

許可	年 月 日 (許可 第 号)
使用(占用)している緑地等	
減免を受けようとする使用料の額	
減免の理由	
備考	

※下欄は、記入しないでください。

決裁 年 月 日 ・ 合議	部長・課長・課長補佐・係長・主査・係 決定 <input type="radio"/> 減額する (円) <input type="radio"/> 免除する (円) <input type="radio"/> 減免しない 減免額の合計 円
決定の理由	決定通知 第 号 年 月 日

○ 苫小牧港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(平成14年11月25日全文改正)

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条の規定に基づき、苫小牧港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の中欄に掲げる分区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める構築物以外の構築物とする。ただし、管理者が公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第4条 法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に建設中の構築物は、現に存する構築物とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

1	商港区	<ul style="list-style-type: none">(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所(3) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設(4) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設(5) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他管理者が指定するこれらに類する施設(6) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設(7) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設(8) 税関、開発局、運輸局、海上保安部、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所(9) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗、旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店、ガソリンスタンドその他管理者が指定する便益施設
---	-----	--

2	特殊物資港区	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(食糧サイロを除く。) (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (3) 開発局、運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
3	工業港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設 (3) 前号の工場に付属する研究施設及びその附帯施設 (4) 前2号の施設に従事する者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設 (5) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (6) 税関、開発局、運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (7) 第2号及び第3号の施設に従事する者並びに第5号の事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設
4	漁港区	(1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設 (3) 漁船の揚降施設、修理施設及び造船施設並びにこれらの附帯施設 (4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設 (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 (6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物加工工場並びにこれらの附帯施設 (7) 水産物の取り扱いを主たる目的とする卸売市場その他水産物の流通のための施設 (8) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 (9) 漁業関係者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設 (10) 漁業その他の水産に関する振興と理解の増進を図るために会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 (11) 漁業会社、漁業組合その他管理者が指定する団体及び業者の事務所 (12) 警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (13) 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設 (14) 水産物の販売等を主たる目的とする店舗で管理者が指定するもの
5	保安港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 (3) 消火施設その他の危険防止施設 (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所 (5) 警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
6	マリーナ港区	(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上下架施

		設 (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、 レクリエーション施設その他管理者が指定する福利厚生施設 (4) 海洋におけるスポーツ及びレクリエーション並びに海事に関する理解の増進を図 るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 (5) 船舶燃料補給業、船舶修理業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (6) 海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (7) レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗、 飲食店その他管理者が指定する便宜施設
--	--	--

苫小牧港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する 条例別表の規定に基づく事業等の指定

苫小牧港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(平成14年条例第6号)別表の規定に基づき、管理者が指定する事業等を次のように指定し、平成15年1月1日から適用する。

なお、苫小牧港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例別表の規定に基づく港湾関係事業及び官公署の指定(昭和46年苫小牧港管理組合告示第3号)は、平成14年12月31日限り廃止する。

平成14年12月27日

苫 小 牧 港 管 理 組 合
管理者 苫小牧市長 鳥 越 忠 行

区分			管理者が指定する事業等
1	商港区	(2)の事業	曳船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、船内消毒業、造船業、船舶修理業、港内清掃業、係離船業、水先案内業、船用品販売業、サルベージ業、海事代理士業、鉄道業、警備業
		(5)の施設	無線通信施設
		(7)の福利厚生施設	会館、集会所、食堂
		(8)の官公署	動物検疫所、植物防疫所、労働基準監督署、公共職業安定所、食糧事務所、統計事務所、郵便局、測候所、経済産業局、水産研究所、水産試験場、北海道、苫小牧市
		(9)の便益施設	生鮮食料品販売店、観光物産・土産品販売店
2	特殊物資港区	(2)の事業	貿易関連業、曳船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、貨物海上保険業
		(3)の官公署	税関、検疫所、入国管理事務所、労働基準監督署、公共職業安定所、経済産業局
3	工業港区	(4)の福利厚生施設	会館、集会所、食堂、スポーツ施設、レクリエーション施設
		(5)の事業	曳船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、係離船業、船用品販売業、植物防疫業
		(6)の官公署	検疫所、入国管理事務所、動物検疫所、植物防疫所、食糧事務所、経済産業局、郵便局、労働基準監督署、公共職業安定所、北海道(工業関連部局に限る。)、苫小牧市(工業関連部局に限る。)
		(7)の便益施設	ガソリンスタンド
4	漁港区	(9)の福利厚生施設	会館、集会所
		(11)の団体	水産関係団体、海上保安関係団体
		(11)の業者	水産関連業者、道路運送事業者、船舶保険業者、船舶燃料補給業者、サルベージ業者、潜水業者、船用品販売業者、造船業者、船舶修理業者、漁網漁具販売業者
		(12)の官公署	税関、海上保安部、運輸局、入国管理事務所、労働基準監督署、公共職業安定所、水産庁、北海道(水産関連部局に限る。)、苫小牧市(水産関連部局に限る。)
		(13)の便益施設	船用品販売店、漁網漁具販売店
		(14)の店舗	水産物販売店、生鮮食料品販売店、水産物を利用した食事などを提供する飲食店
5	保安港区	(5)の官公署	税関、運輸局、海上保安部、入国管理事務所、労働基準監督署
6	マリーナ港区	(3)の福利厚生施設	会館、食堂
		(5)の事業	船舶保険業、船舶検査業
		(6)の官公署	運輸局
		(7)の便益施設	遊漁などの案内所

○苫小牧港の港湾区域内の水域等の占用料等徴収条例

平成12年3月1日
条例 第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条第4項及び第5項の規定に基づき、港湾区域内の水域及び公共空地の占用料及び土砂採取料並びにこれらに係る過怠金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 管理者は、港湾区域内の水域若しくは公共空地において、法第37条第1項の規定により、同項第1号の占用(以下「水域等の占用」という。)又は同項第2号の土砂の採取(以下「土砂の採取」という。)の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。

2 占用料等の金額は、別表のとおりとする。

(占用料等の減免)

第3条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、その占用料等を減免することができる。

(占用料等の徴収方法等)

第4条 占用料等は、水域等の占用の許可又は土砂の採取の許可を受けた日から20日以内に納入しなければならない。ただし、水域等の占用の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月20日までに納入しなければならない。

2 既納の占用料等は、還付しない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。

(過怠金)

第5条 管理者は、詐偽その他不正な行為により占用料等の徴収を免れた者からその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別 表(第2条関係)

(1) 占用料

	区分	単位	金額(年額)
水域の占用	さん橋、浮さん橋、けい船杭、建造工作物等	防波堤により被覆された水域 1平方メートル	80円 (84円) 55円 (57.75円)
	円管その他これに類するもの	外径又は幅員30センチメートル未満 1メートル	30円 (31.5円)
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満 1メートル	45円 (47.25円)
		外径又は幅員1メートル以上 1平方メートル	45円 (47.25円)
	広告物その他これに類するもの	1平方メートル	2,000円 (2,100円)
	その他の目的によるもの	1平方メートル	80円 (84円)
公共空地の占用	建造工作物敷地、物置場、作業場等	1平方メートル	80円 (84円)
	地下埋設物(円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満 1メートル	30円 (31.5円)
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満 1メートル	55円 (57.75円)
		外径又は幅員1メートル以上 1平方メートル	55円 (57.75円)
	架空工作物(円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満 1メートル	20円 (21円)
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満 1メートル	35円 (36.75円)
		外径又は幅員1メートル以上 1平方メートル	35円 (36.75円)
	電柱(支線、支柱を含む。)その他これに類するもの	外径又は幅員1メートル未満 1本	200円 (210円)
		外径又は幅員1メートル以上 1平方メートル	200円 (210円)
	広告物その他これに類するもの	1平方メートル	2,000円 (2,100円)
	その他の目的によるもの	1平方メートル	80円 (84円)

(2) 土砂採取料

	区分	単位	金額(年額)
土砂の採取	砂、砂利	1立方メートル	136.5円

- 備考 1 この表において金額の欄の括弧内の額は、占用の期間が1月未満の水域等の占用について適用する。
- 2 水域等の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 3 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 4 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)の設置のため水域等の占用をする場合において、当該工作物等自体が占用する区域のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占用面積とし、占用料を算定するものとする。

○ 苫小牧港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則

平成12年3月30日
規則第4号

(趣旨)

第1条 港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条の規定に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等については、港湾法施行令(昭和26年政令第4号。以下「政令」という。)及び港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(許可の申請)

第2条 法第37条第1項の許可(以下「工事等の許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 法第37条第1項第1号に掲げる占用に係る許可 水域・公共空地占用許可申請書(第1号様式)
- (2) 法第37条第1項第2号に掲げる土砂の採取に係る許可 土砂採取許可申請書(第2号様式)
- (3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為に係る許可 工事許可申請書(第3号様式)
- (4) 政令第14条第2号に掲げる廃物の投棄に係る許可 廃物投棄許可申請書(第4号様式)

(許可を要する廃物の投棄)

第3条 政令第14条第2号の管理者が指定する廃物の投棄は、悪水、汚水、ざんさい、残土その他これらに類するものの投棄とする。

(許可を要する水域施設の占用)

第4条 政令第15条第3号の管理者が指定する行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 管理者が必要と認める管類、線類その他これらに類する工作物の設置、改良、維持又は復旧の工事
- (2) その他管理者が港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがないと認める行為

(許可の期間)

第5条 法第37条第1項の許可(同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)の期間は、5年の範囲内において管理者が定める。

(許可事項の変更)

第6条 工事等の許可を受けた者(以下「工事等の施工者」という。)が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、工事等の施工者の住所の変更については、届出をもって足りるものとする。

(工事等の施工者の地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他の工事等の施工者の一般承継人は、工事等の施工者の地位を承継する。

2 前項の規定により工事等の施工者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に、管理者にその旨を届け出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る工事等の許可について適用し、同日前の申請に係る工事等の許可については、なお従前の例による。
- 3 苫小牧港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則(昭和40年規則第11号)は、廃止する。

○苫小牧港の海岸保全区域の占用料等徴収条例

平成12年3月1日
条例 第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第11条に規定する海岸保全区域の占用料及び土石採取料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 管理者は、法第7条第1項の規定により海岸保全区域の占用(以下「海岸保全区域の占用」という。)の許可を受け、又は法第8条第1項の規定により同項第1号の土石の採取(以下「土石の採取」という。)の許可を受けた者から占用料又は土石採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。

2 占用料等の金額は、別表のとおりとする。

(占用料等の減免)

第3条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、その占用料等を減免することができる。

(占用料等の徴収方法等)

第4条 占用料等は、海岸保全区域の占用の許可又は土石の採取の許可を受けた日から20日以内に納入しなければならない。ただし、海岸保全区域の占用の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月20日までに納入しなければならない。

2 既納の占用料等は、還付しない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の海岸保全区域の占用又は土石の採取に係る占用料等について適用し、同日前の海岸保全区域の占用又は土石の採取に係る占用料等については、なお従前の例による。

別 表(第2条関係)

(1) 占用料

	区分	単位	金額(年額)
土 地 の 占 用	建造工作物敷地、物置場、作業場等	1平方メートル	80円 (84円)
	地下埋設物(円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満 1メートル	30円 (31.5円)
			55円 (57.75円)
		外径又は幅員1メートル以上	1平方メートル 55円 (57.75円)
	架空工作物(円管その他これに類するもの)	外径又は幅員30センチメートル未満 1メートル	20円 (21円)
			35円 (36.75円)
		外径又は幅員1メートル以上	1平方メートル 35円 (36.75円)
	電柱(支線、支柱を含む。)その他これに類するもの	外径又は幅員1メートル未満	1本 200円 (210円)
		外径又は幅員1メートル以上	1平方メートル 200円 (210円)
	広告物その他これに類するもの	1平方メートル	2,000円 (2,100円)
	その他の目的によるもの	1平方メートル	80円 (84円)

(2) 土石採取料

	区分	単位	金額(年額)
土石の採取	砂、砂利	1立方メートル	136.5円

- 備考 1 この表において金額の欄の括弧内の額は、占用の期間が1月未満の土地の占用について適用する。
- 2 土地の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 3 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 4 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)の設置のため土地を占用する場合において、当該工作物等自体が占用する区域のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占用面積とし、占用料を算定するものとする。

○苫小牧港の海岸保全区域の占用等に関する規則

平成12年3月30日
規則 第5号

(趣旨)

第1条 海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第7条の規定による海岸保全区域の占用及び法第8条第1項の規定に基づく海岸保全区域における行為の制限については、海岸法施行令(昭和31年政令第332号。以下「政令」という。)及び海岸法施行農林省規則(昭和31年 運輸省令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

建設省

(許可の申請)

第2条 法第7条第1項又は法第8条第1項の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に従い、それぞれ当該各号に定める申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 法第7条第1項の許可 占用許可申請書(第1号様式)
- (2) 法第8条第1項第1号に掲げる土石の採取に係る許可 土石採取許可申請書(第2号様式)
- (3) 法第8条第1項第2号に掲げる行為に係る許可 施設等新設(改築)許可申請書(第3号様式)
- (4) 法第8条第1項第3号に掲げる行為に係る許可 掘削(盛土、切土等)許可申請書(第4号様式)

(管理者が指定する制限行為)

第3条 政令第3条の管理者が指定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 海岸保全施設又はその近傍に木材を放置し、又は投棄すること。
- (2) 海岸保全施設に木材をけい留すること。
- (3) その他海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて管理者が指定する行為をすること。

(許可の期間)

第4条 法第7条第1項の許可の期間は、5年の範囲内において管理者が定める。

(土石採取者の義務)

第5条 法第8条第1項の許可(同項第1号に掲げる土石の採取に係るものに限る。)を受けた者(以下「土石採取者」という。)は、当該許可に係る土石採取を行う期間中は、当該土石の採取を行う場所又はその附近の見やすい場所に標札(別記第5号様式)を立て、かつ、当該土石を採取する場所の周囲に適当な間隔をおいて、標旗(別記第6号様式)を立てておかなければならぬ。

2 土石採取者は、前項の標旗を立てる場合は、関係職員の立会いを求めなければならない。

第6条 土石採取者は、当該土石の採取を行う期間中、その採取の状況を明らかにした帳票等を備えつけておかねばならない。

2 土石採取者は、関係職員から要求があったときは、前項の帳票等を提示しなければならない。

(跡地整理の義務)

第7条 占用等の許可(政令第3条に規定する行為に係る法第8条の許可を除く。)を受けた者は当該許可に係る行為を完了し、又は廃止した場合は、速やかに当該行為に係る区域の跡地を整理しなければならない。

(変更等の許可)

第8条 占用等の許可を受けた者が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用等の許可を受けた者の住所の変更については、届出をもって足りるものとする。

(占用等の許可を受けた者の地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他の占用等の許可を受けた者の一般承継人は、占用等の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により占用等の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に、管理者にその旨を届け出なければならない。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る占用等の許可について適用し、同日前の申請に係る占用等の許可については、なお従前の例による。

3 苦小牧港の海岸保全区域等における工事等の規制に関する規則(昭和50年規則第5号)は、廃止する。